

令和8年度大阪家庭裁判所事務分配等規程

令和8年度における大阪家庭裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序等を次のとおり定める。

なお、各部又は各支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、この規程に定めるもののほか、当該部又は支部において定める。

令和8年4月13日現在

大阪家庭裁判所

第1編 本庁

第1章 部の設置、裁判官の配置及び開廷日割

(部の設置)

第1条 大阪家庭裁判所に、家事第1部、家事第2部、家事第3部、家事第4部、少年第1部及び少年第2部を置く。

(裁判官の配置)

第2条 裁判官を別紙第1記載のとおり配置する。

(開廷日割)

第3条 各部の開廷日割は、次のとおりとする。

- (1) 合議事件 随時
- (2) 単独事件 毎日

第2章 裁判事務の分配

第1節 家事部

(用語の定義)

第4条 家事部の取り扱う事件に関する用語の定義は、別紙第2記載のとおりとする。

(合議事件の分配)

第5条 法律において合議体で審理及び裁判すべきものと定められた事件は、受理の順序に従い、家事第1部、家事第2部、家事第3部及び家事第4部に順次均等に分配する。ただし、裁判所書記官を除く裁判所職員に対する除斥及び忌避事件は、次に掲げる部を除いて分配する。

(1) 裁判官に対する除斥又は忌避事件については、その裁判官が本務として属する部

(2) 家事調停官に対する除斥又は忌避事件については、当該家事調停官を指定した裁判官が本務として属する部

(3) 参与員に対する除斥若しくは忌避事件又は家庭裁判所調査官若しくは家事調停委員に対する除斥事件については、その申立てがあつた事件の係属する部

2 裁判官に対する除斥又は忌避事件と同時に申し立てられた、裁判所書記官を除く裁判所職員に対する除斥又は忌避事件は、前項の規定にかかわらず、当該裁判官の除斥又は忌避事件が分配された部に分配する。

3 合議体で審理及び裁判をする旨の決定をした事件は、当該事件の分配を受けた部が処理する。

4 合議体の構成は、当該部の裁判官が、下級裁判所事務処理規則（昭和23年8月18日最高裁判所規則第16号）の定めに従って、協議して定める。

(裁判所書記官に対する除斥及び忌避事件の分配)

第6条 裁判所書記官に対する除斥又は忌避事件は、受理の順序に従い、家事第1部、家事第2部、家事第3部及び家事第4部（当該裁判所書記官が所属する部を除く。）に順次均等に分配する。

2 裁判官の除斥又は忌避事件と同時に申し立てられた裁判所書記官の除斥又は忌避事件は、前項の規定にかかわらず、当該裁判官の除斥又は忌避事件が分配された部に分配する。

(差戻事件、再審事件の分配)

第7条 差戻事件及び再審事件のうち、遺産分割事件、人事訴訟関係事件（家事第3部で処理された277条事件及び調停に代わる審判で終了した事件を含む。）及び損害賠償請求事件については家事第3部に、後見事件及び財産管理事件については家事第4部に分配し、その余の事件については、原裁判をした裁判官が属さない家事第1部又は家事第2部に分配する。

(家事審判事件、家事調停事件等の分配)

第8条 即日審判事件は、別紙第3の本庁家事事件分配割合表（以下「家事事件分配表」という。）の定める割合に従って分配する。継続処理の必要が生じた事件は、次項の家事審判事件として取り扱う。

- 2 家事審判事件（即日審判事件を除く。）及び家事調停事件は、家事事件分配表の事件の区分ごとに（その他の別表第一審判事件については、家事事件手続法別表第一の各項目に掲げられた事項ごと、その他の別表第二審判事件については、家事事件手続法別表第二の各項目に掲げられた事項ごととする。以下同じ。）、受理の順序に従い、同表に定める割合により、家事第1部、家事第2部、家事第3部及び家事第4部に分配する。
- 3 調停から移行した別表第二審判事件は、前項の定めにかかわらず、調停事件が係属していた部に分配する。
- 4 児童虐待の防止等に関する法律の規定による臨検捜索許可状の請求事件は、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。
- 5 児福28条事件、児福33条事件、親権制限審判等事件、後見事件及び財産管理事件については、1通の申立書で申し立てられた場合、事件数が数件であっても、分配上1件として取り扱う。
- 6 家事事件手続法第274条第1項により人事訴訟事件を家事調停に付す場合は、当該調停事件は、2項の定めに関わらず、家事第3部に分配する。た

だし、家事事件手続法第257条第2項により人事訴訟事件を家事調停に付したものは除く。

7 遺言書の検認事件（家事事件手続法別表第一の第103項の審判事件）

の検認期日を担当する裁判官は、家事部の裁判官の協議によって別に定めるところによる。

8 児童福祉法の規定による一時保護状の請求事件は、家事事件分配表に定める割合に従い、即日審判事件を担当する裁判官に分配する。

9 一時保護状の請求を却下する裁判に対する取消請求事件の分配については、家事部及び少年部の裁判官の協議によって別に定めるところによる。

（子の返還申立事件の分配）

第9条 子の返還申立事件は、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。

（人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件の分配）

第10条 人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件は、家事第3部に分配する。

（執行関係訴訟事件の分配）

第11条 遺産分割事件及び遺産関係事件に関する執行関係訴訟事件は、家事第3部に分配する。

2 上記事件を除くその他の審判・調停事件（家事第3部において成立した調停事件及び調停に代わる審判で終了した事件を除く。）に関する執行関係訴訟事件は、家事事件分配表の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。ただし、当該債務名義の作成に関与した裁判官が家事第1部又は家事第2部に配置されているときは、当該裁判官が配置されている部に分配する。

3 人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件に関する執行関係訴訟（家事第3部において成立した調停事件及び調停に代わる審判で終了した事件に関する執行関係訴訟事件を含む。）は、家事第3部に分配する。

4 子の返還申立事件に関する執行関係訴訟は、基本となる事件が係属していた部に分配する。

(共助事件の分配)

第12条 遺産分割事件及び遺産関係事件に関する共助事件は家事第3部に分配する。

2 後見事件及び財産管理事件に関する共助事件は家事第4部に分配する。

3 上記事件を除くその他の審判・調停事件に関する共助事件は、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。

4 子の返還申立事件（同事件の終局決定、和解又は調停によって定められた義務の履行の調査勧告を含む。）に関する共助事件は、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。

5 人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件に関する共助事件は家事第3部に分配する。

(雑事件（除斥、忌避に関する事件を除く。）の分配)

第13条 審判・調停に関する雑事件は、基本となる事件が係属していた部に分配する。

2 基本となる事件のない審判・調停に関する雑事件は、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。

3 子の返還申立事件に関する雑事件は、基本となる事件が係属していた部に分配する。

4 基本となる事件のない子の返還申立事件に関する雑事件は、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。

5 人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件に関する雑事件（家事第3部において成立した調停事件及び調停に代わる審判で終了した事件に関する雑事件

を含む。)は、家事第3部に分配する。

(関連事件のある場合等)

第14条 事件の分配後、関連事件が二以上の部に係属していることが判明したときその他特に必要のあるときには、関係裁判官の協議により、事件を他の部に割り替えることができる。これにより割り替えをしたときは、家事事件分配表の区分に従い、その後に受理される同一区分の事件をもって、各部に対する事件の分配が均等になるよう、新件をもって調整する。

(回避)

第15条 裁判官は、除斥事由又は忌避事由があるときは、常任委員会の承認を得て、回避することができる。

第2節 少年部

(合議事件の分配)

第16条 法律において合議体で審判又は審理すべきものと定められた事件は、受理の順序に従い、少年第1部及び少年第2部に分配する。

2 前項の定めにかかわらず、少年法第17条の2に定める異議申立て事件(以下「観護措置異議事件」という。)については、少年第1部及び少年第2部に分配するほか家事部にも分配する。

3 合議体で審判又は審理をする旨の決定をした事件は、当該事件を受けた部が処理する。

(少年保護事件の分配)

第17条 少年保護事件を交通関係事件(道路交通法違反事件、車両運転による刑法第209条から第211条までに該当する事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反事件、道路運送法違反事件、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保障法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件をいう。以下同じ。)及び交通関係事件以外の事件(以下「一般事件」という。)とに区分する。

2 一般事件は、次の種別ごとに少年第1部及び少年第2部に順次分配する。

(1) 身柄事件

ア 少年の住居が本庁の管轄区域内にあるもの

イ 少年の住居が本庁の管轄区域内にないもの

(2) 在宅事件

ア 少年の住居が本庁の管轄区域内にあるもの

イ 少年の住居が本庁の管轄区域内にないもの

(3) 簡易送致事件

3 前項において基準となる少年の住居は、送致書又は通告書に記載された住居による。少年の住居が送致書又は通告書により定まらないときは、送致書又は通告書に記載された保護者の住居を基準とする。

4 交通関係事件は、少年第2部に分配する。

5 一般事件と交通関係事件とが同一記録によって送致されたときは、次に定めるところにより分配する。

(1) 道路交通法第68条に該当する事件と当該事件の同一機会に行われた刑法第95条第1項又は刑法第261条に該当する事件とが同一記録によって送致されたときは、少年第2部に分配する。

(2) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条及び第3条に該当する事件と一般事件とが同一記録によって送致されたときは、少年第2部に分配する。

(3) 交通関係事件とそれと関係がある刑法第103条に該当する事件（隠避に限る。）とが同一記録によって送致されたときは、少年第2部に分配する。

(4) (1)から(3)までに定める事件以外の交通関係事件と一般事件とが同一記録によって送致されたときは、第2項に定めるところにより分配する。

(追送致事件等の分配)

第18条 一般事件のうち、次に掲げる前件がある少年事件については、前条の定めにかかわらず当該前件の係属部に分配する。

(1) 現に係属中の一般事件（簡易送致事件を除く。）

(2) 1年以内に終局した一般事件（審判不開始により終局したものを除く。）

2 一般事件において、共犯少年が先に送致されている場合には、先に送致された事件の係属部に分配する。ただし、今回送致された事件が前項に該当する場合には前項の定めに従って分配する。

（複数の少年の送致事件の分配）

第19条 2人以上の少年が同一記録によって送致され、又は通告された事件は、そのすべてにつき、送致書又は通告書の最初に記載された少年の事件が分配されるべき部に分配する。ただし、2番目以降に記載された少年の事件に前条に該当する事件がある場合には、当該事件は、同条の定めに従って分配する。

（差戻し事件等の分配）

第20条 差戻しを受けた事件、地方裁判所等からの移送事件及び検察官からの再送致事件は、第17条の定めにかかわらず、原裁判をした裁判官が属する部以外の少年第1部及び少年第2部に順次分配する。

（分配事件等の不均等の調整）

第21条 第17条から第19条までの定めによる分配の結果、少年第1部と少年第2部との間に分配件数の不均等が生じたときは、それぞれの種別ごとに新件をもって調整する。

2 第18条から第20条までの定めによる分配の結果、分配件数の不均等が著しくなったときは、部の裁判官の協議によって調整する。

（少年共助事件の分配）

第22条 一般事件に関する少年共助事件は、少年第1部に5分の3、少年第2部に5分の2の割合で、順次分配する。

- 2 交通関係事件に関する少年共助事件は、少年第2部に分配する。
- 3 一般事件と交通関係事件とが同一記録となっている少年共助事件は、少年第2部に分配する。

(少年雑事件、同行状、観護措置の分配)

第23条 令状に関する事務並びに事件分配前の同行状の発付及び観護措置は、家事部及び少年部の裁判官の協議によって別に定めるところにより、観護措置等当番裁判官（以下「当番裁判官」という。）が処理する。

- 2 事件分配前の観護措置の取消しは、当該観護措置決定をした裁判官が行う。ただし、当該決定をした裁判官に差し支えがあるときは、当番裁判官が処理する。
- 3 観護措置異議事件の分配については、家事部及び少年部の裁判官の協議によって別に定めるところによる。
- 4 刑事訴訟法第429条による準抗告事件（以下「準抗告事件」という。）は、原裁判をした裁判官が属する部以外の少年第1部及び少年第2部に順次分配する。
- 5 前4項に定める事件以外の雑事件は、本案事件が係属する部に分配する。

(準少年保護事件の分配)

第24条 準少年保護事件は、当該少年保護事件を処理した裁判官が当時属していた部に分配する。

(事件の割替え)

第25条 事件の分配後に関連事件が二以上の部に係属していることが判明したとき、又は割当てを受けた裁判官において他の部において処理するのが相当であると判断したときは、関係部の協議により、他の部に割り替えることができる。この場合においては、新件をもって調整する。

(除斥、忌避及び回避に関する事件の分配)

第26条 少年部の事件における職員に対する除斥、忌避及び回避に関する事

件は、当該職員が属する部が少年第1部のときは少年第2部に、少年第2部のときは少年第1部に分配する。

第3節 共通事項

第27条 年度の当初における事件の分配は、前年度において最後に分配を受けた部の次の部から行う。

- 2 裁判事務の分配について疑義が生じたときは、家事部の事件については家事部に属する裁判官が、少年部の事件については少年部に属する裁判官が、それぞれ協議して処理する。

第3章 裁判事務の代理

(裁判事務の代理)

第28条 合議事件の裁判長（部総括裁判官）に差し支えがあるときは、別紙第1の「代理順序」欄記載の順序に従って代理する。

- 2 合議事件の陪席裁判官に差し支えがあるときは、当該裁判官が属する部の他の裁判官がその協議により代理し、当該裁判官が属する部に代理することができる裁判官がないときは、家事部の事件については家事部に属する裁判官がその協議により、少年部の事件については少年部に属する裁判官がその協議により、それぞれ代理する。
- 3 単独事件の裁判官に差し支えがあるときで、当該部で代理をさせることができないときは、家事部の事件については家事部に属する裁判官の協議により、少年部の事件については少年部に属する裁判官の協議により、他の部に属する裁判官に代理させることができる。
- 4 前3項の定めにより代理すべき裁判官を定めることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

(観護措置異議事件の処理の代理)

第29条 前条の定めにかかわらず、観護措置異議事件の処理につき裁判官に差し支えがあるときは、家事部及び少年部の裁判官の協議によって別に定め

るところにより代理する。

第2編 堺支部

第1章 係の設置、裁判官の配置及び開廷日割

(係の設置)

第30条 大阪家庭裁判所堺支部に、合議係、家事係、人事訴訟係及び少年係を置く。

(裁判官の配置)

第31条 裁判官を別紙第4記載のとおり配置する。

(開廷日割)

第32条 各係の開廷日割は、次のとおりとする。

- (1) 合議係 随時
- (2) 家事係、人事訴訟係、少年係 毎日

第2章 裁判事務の分配

第33条 家事係及び人事訴訟係の事件で裁判官が回避を申し出た事件については、常任委員会の承認を得て回避し、他の係に割り替えることができる。

第3章 裁判事務の代理

第34条 合議係の裁判長（支部長）に差し支えがあるときは、少年保護事件について裁判官栗原保、同武田正がこの順序で、他の事件について裁判官山本正道が代理する。

- 2 裁判事務について裁判官に差し支えがあるときは、あらかじめ支部長が定める順序により、他の裁判官が代理する。
- 3 堺支部の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

第3編 岸和田支部

第1章 係の設置、裁判官の配置及び開廷日割

第35条 大阪家庭裁判所岸和田支部に、家事係及び人事訴訟係を置く。

第36条 裁判官の配置及び開廷日割は、次のとおりとする。

(1) 家事係（毎日開廷）

裁判官（支部長）	和久田	齊
裁判官	田中	幸大
裁判官	金川	誠
裁判官	岡田	総司
裁判官	須藤	晴菜

(2) 人事訴訟係（随時）

裁判官	田中	幸大
裁判官	梅本	聡子

第2章 裁判事務の分配

第37条 合議体で審理及び裁判をするのが相当と認める事件は、堺支部に回付する。回付の手続については、堺支部及び岸和田支部の協議によって定めるところによる。

第38条 裁判官及び参与員に対する除斥又は忌避に関する事件並びに家庭裁判所調査官及び家事調停委員に対する除斥事件は、堺支部に回付する。

第39条 裁判官が回避を申し出た事件については、常任委員会の承認を得て回避し、他の裁判官に割り替えることができる。

第3章 裁判事務の代理

第40条 裁判事務について裁判官に差し支えがあるときは、あらかじめ支部長が定める順序により、他の裁判官が代理する。

2 岸和田支部の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

第4編 司法行政事務の代理順序等

（司法行政事務の代理順序）

第41条 所長に差し支えがあるときは、裁判官濱谷由紀、同安永武央がこの

順序で代理する。

- 2 堺支部長に差し支えがあるときは、裁判官山本正道、同佐藤克則がこの順序で代理する。
- 3 岸和田支部長に差し支えがあるときは、裁判官田中幸大、同梅本聡子がこの順序で代理する。
- 4 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、別紙第1の「代理順序」欄記載の順序に従って、当該部の事務を総括する裁判官が属する部の裁判官が代理する。

(事件の回付)

第42条 本庁若しくは支部において処理するのが相当でない事件又は他の支部若しくは本庁で処理するのが相当である事件については、常任委員会の承認を得て、当該事件を他の支部又は本庁に回付することができる。

- 2 前項の定めにかかわらず、関連事件について関係裁判官が協議して回付するとき及び管轄区域の定めを反して提起等された事件について当該事件を本来審理すべき本庁又は支部に回付するときは、常任委員会の承認を得ることを要しない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、少年保護事件について、次に定めるところに従って回付するときは、常任委員会の承認を得ることを要しない。
 - (1) 本庁に送致等のあった少年保護事件のうち、少年の住居が堺支部の管轄区域内にあるとき、少年の住居が定まらない場合においてその保護者の住居が堺支部の管轄区域内にあるとき又は少年に対して堺支部において試験観察を実施しているときは、当該事件を堺支部に回付することができる。
 - (2) 堺支部に送致等のあった少年保護事件のうち、少年の住居が本庁の管轄区域内にあるとき、少年の住居が定まらない場合においてその保護者の住居が本庁の管轄区域内にあるとき又は少年に対して本庁において試験観察を実施しているときは、当該事件を本庁に回付することができる。

附 則

この定めは、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この定めは、令和 8 年 1 月 3 日から施行する。

附 則

この定めは、令和 8 年 1 月 1 6 日から施行する。

附 則

この定めは、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この定めは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定めは、令和 8 年 4 月 1 3 日から施行する。

本 庁 裁 判 官 配 置 表

R8.4.13

部	裁 判 官 の 配 置	代 理 順 序
家事第1部	総括 判事 濱 谷 由 紀	家事第2部総括、家事第3部総括、家事第4部総括の順
	判事 本 多 健 司	
	判事 神 谷 善 英	
	判事補(特例) 小 林 薫	
	判事補(特例) 春 木 直 也	
	(兼)判事 石 井 義 規	
	(兼)判事 前 田 優 太	
(兼)判事補(特例) 石 川 颯 人		
家事第2部	総括 判事 高 橋 伸 幸	家事第1部総括、家事第4部総括、家事第3部総括の順
	判事 上 野 弦	
	判事 中 畑 洋 輔	
	判事 坪 田 良 佳	
	判事補(特例) 浅 井 翼	
	(兼)判事 安 永 武 央	
	(兼)判事 御 山 真 理 子	
	(兼)判事補(特例) 山 形 一 成	
(兼)判事補(特例) 田 畑 恭 彦		
家事第3部	総括 判事 植 田 智 彦	家事第4部総括、家事第1部総括、家事第2部総括の順
	判事 小 山 恵 一 郎	
	判事 大 淵 茂 樹	
	判事 三 浦 康 子	
	判事 光 本 洋	
	判事 加 藤 弾	
	判事 清 水 紀 一 朗	
	判事 藤 根 康 平	
判事 若 林 貴 子		
家事第4部	総括 判事 井 川 真 志	家事第3部総括、家事第2部総括、家事第1部総括の順
	判事 石 井 義 規	
	判事 前 田 優 太	
	判事補(特例) 鈴 木 美 香	
	判事補(特例) 石 川 颯 人	
少年第1部	総括 判事 御 山 真 理 子	少年第2部総括
	判事補(特例) 田 畑 恭 彦	
	(兼)判事 安 永 武 央	
	(兼)判事補(特例) 浅 井 翼	
	(兼)判事補(特例) 山 形 一 成	
	(兼)判事補(特例) 石 川 颯 人	
(兼)判事補 堀 田 ら な		
少年第2部	総括 判事 安 永 武 央	少年第1部総括
	判事補(特例) 山 形 一 成	
	判事補 堀 田 ら な	
	(兼)判事 御 山 真 理 子	
	(兼)判事補(特例) 浅 井 翼	
	(兼)判事補(特例) 石 川 颯 人	
(兼)判事補(特例) 田 畑 恭 彦		

用語例

1 即日審判事件

家事部の裁判官の協議によって定める審判事件で、受付の当日、事件関係人が出頭し、即日に審理を開始することができるもの

2 遺産分割事件

家事事件手続法別表第二の第12項から第15項までの審判及び調停事件

3 遺産関係事件

遺留分侵害額請求（遺留分減殺請求）、遺産に関する紛争（遺産の有無、範囲、帰属に関する紛争及び実質的には遺産分割が問題となっているが別表第二事件としては適さない紛争）、遺産分割後の紛争（協議内容の履行に関する紛争）及び遺産分割協議無効確認、相続回復請求及び被認知者の価額請求の各調停事件

4 児福28条事件

児童福祉法第28条第1項の措置承認事件及び同条第2項ただし書の更新承認事件

5 児福33条事件

児童福祉法第33条5項の引き続いての一時保護承認審判事件

6 後見事件

家事事件手続法別表第一の第1項から第54項まで、第70項から第83項まで及び第111項から第121項までの事項の審判事件

7 財産管理事件

家事事件手続法別表第一の第55項、第89項及び第96項から第101項までの事項の審判事件

8 親権制限審判等事件

親権喪失、親権停止又は管理権の喪失の審判事件（家事事件手続法別

表第一の第67項)及びこれらを本案とする保全処分申立事件のうち、
検察官又は児童相談所長の申立てに係るもの

9 保全処分を伴う親権制限審判事件

保全処分を伴う親権喪失、親権停止又は管理権の喪失の審判事件のうち、
8の親権制限審判等事件を除くもの

10 遺言書の検認等事件

家事事件手続法別表第一の第102項及び第103項の審判事件

11 失踪宣告事件

家事事件手続法別表第一の第56項及び第57項の審判事件

12 保全処分を伴う子を巡る事件

保全処分を伴う子の引渡し、子の監護者の指定又は親権者の指定・変更事
件

13 相続放棄関係事件

家事事件手続法別表第一の第90項から第95項までの審判事件

14 その他の別表第一審判事件

即日審判事件、児福28条事件、児福33条事件、後見事件、財産管理事
件、親権制限審判等事件、保全処分を伴う親権制限審判事件、遺言書の検認
等事件、遺留分の算定に係る合意の許可審判事件、推定相続人廃除事件、遺
言執行者選任事件、遺言執行者解任事件、遺言執行者に対する報酬付与事件、
失踪宣告事件、相続放棄関係事件及び子の氏の変更許可事件を除く別表第一
審判事件

15 その他の別表第二審判事件

遺産分割事件及び保全処分を伴う子を巡る事件を除く別表第二審判事件

16 別表第二調停事件

家事事件手続法別表第二の各事項のうち、遺産分割事件及び保全処分を伴
う子を巡る事件を除く調停事件

17 277条事件

家事事件手続法第277条の事件

18 その他の調停事件

遺産分割事件、遺産関係事件、別表第二調停事件、277条事件及び保全処分を伴う子を巡る事件を除く調停事件

19 執行関係訴訟事件

執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え、請求異議の訴え及び第三者異議の訴えの各訴訟事件

20 人事訴訟関係事件

人事訴訟事件、人事訴訟を本案とする保全命令事件、人事訴訟に関する証拠保全事件及び提訴前証拠収集処分申立事件

21 損害賠償請求事件

人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に係る訴訟事件

22 子奪取条約実施法第5章第1節による付調停事件

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5章第1節の規定により付せられた家事調停事件

23 子奪取条約実施法第5章第2節による面会交流等事件

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5章第2節の特則の適用を受ける、面会その他の交流又はその変更についての家事審判及び家事調停申立事件

以上

事件区 分	部	審判											調停					訴訟等					共助				雑																				
		即日審判事件	遺産分割事件	児童福祉法事件			後見事件	財産管理事件	親権制限審判等事件	保全処分を伴う親権制限審判事件	遺言書の検認等事件	遺留分の算定に係る合意の許可審判事件	推定相続人廃除事件	遺言執行者選任事件	遺言執行者解任事件	遺言執行者に対する報酬付与事件	失踪宣告事件	相続放棄関係事件	子の氏の変更許可事件	その他の別表第一審判事件	(調停から移行した事件を除く)	一時保護状の請求事件	臨検搜索許可状の請求事件	保全を伴う子を巡る事件	子の返還申立事件	遺産分割事件	遺産関係事件	別表第二調停事件	277条事件	その他の調停事件	人事訴訟関係事件	保全命令事件	証拠保全事件	提訴前証拠収集処分事件	遺産分割・遺産関係事件に関する事件	その他の審判・調停に関する事件	人事訴訟・損害賠償請求事件に関する事件	子の返還申立事件に関する事件	遺産分割・遺産関係事件に関する事件	後見事件に関する事件	財産管理事件に関する事件	その他の審判・調停に関する事件	人事訴訟・損害賠償請求事件に関する事件	子の返還申立事件に関する事件	基本となる事件のない審判・調停事件に関する事件	人事訴訟・損害賠償請求事件に関する事件	子の返還申立事件に関する事件
				28条措置承認事件	28条更新承認事件	33条引続いての一時保護承認事件																																									
第1部	4/12		1/2	1/2	1/2		1/2	1/2	4/7								1/2	18/33	4/12	5/9	4/7	4/7				18/33	18/33	18/33						5/9		4/7					5/9	4/7	1/2	4/7			
第2部	3/12		1/2	1/2	1/2		1/2	1/2	3/7							全	1/2	15/33	3/12	4/9	3/7	3/7				15/33	15/33	15/33					4/9		3/7				4/9	3/7	1/2	3/7					
第3部	3/12	全								全	全	全	全	全						3/12				全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全				
第4部	2/12					全	全								全					2/12																		全	全								

※1「親権制限審判等事件」の範囲については、「用語例」の8を参照。

※2「保全処分を伴う親権制限審判事件」の範囲については、「用語例」の9を参照。

※3 家事3部において成立した調停事件及び調停に代わる審判で終了した事件に関する執行関係訴訟は、家事3部において処理する。

※4 家事3部において成立した調停事件及び調停に代わる審判で終了した事件に関するものを含む。

※5 事務分配等規程第8条第6項本文で定める調停事件は家事3部において処理する。

※6「相続放棄関係事件」の範囲については、「用語例」の13を参照。

堺支部裁判官配置表

R8.4.1

係	裁判官の配置	
合 議	裁判長 判事 (支部長)	横 田 昌 紀
	判事	山 本 正 道
	判事	武 田 正
	判事	佐 藤 克 則
	判事	栗 原 保
	判事	塚 田 奈 保
	判事	吉 澤 暁 子
	判事補 (特例)	中 村 公 大
	判事補 (特例)	山 口 愛 子
	判事補 (特例)	内 藤 百 子
	判事補	橋 本 泰 一
	判事補	高 岡 遼 大
家 事	判事 (支部長)	横 田 昌 紀
	判事	山 本 正 道
	判事	佐 藤 克 則
	判事	塚 田 奈 保
	判事	吉 澤 暁 子
	判事補 (特例)	山 口 愛 子
人事訴訟	判事	佐 藤 克 則
	判事	吉 澤 暁 子
少年	判事	塚 田 奈 保
	判事補 (特例)	中 村 公 大
	判事補 (特例)	内 藤 百 子
	判事補	橋 本 泰 一
	判事補	高 岡 遼 大